

名称	下伊勢地区土地利用計画			
区域	位置	姫路市林田町の一部	面積	334.4 ha
目標	<p>【まちづくりのテーマ】</p> <p>“ 豊かな田園風景のなかでスローライフ、子供は自由に育ち、柔軟で多様性のあるコミュニティを育む 下伊勢 ”</p> <p>下伊勢地区は伊勢野といわれ、旧因幡街道にはかつて伊勢茶屋が建っていたなど歴史は古く、里山や大津茂川など豊かな自然に恵まれた村です。また、交通の便のよい国道 29 号により「都市と農村」の良いところを兼ね備えた、多様なライフスタイルの実現を目指します。</p> <p>新たな人を柔軟に受け入れながらかつてのように子どもが大自然を走り回り、育ってきた環境や田園風景を守り、次世代へと継承していきます。</p>			
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 守る：集落周辺の里山の自然景観や田園風景、地域の歴史・文化を継承するとともに、新たな人を柔軟に受け入れられるコミュニティなどを継続していきます。 ・ 改善する・創る：生活道路の安全性を確保し、新たな住民を受け入れる居住環境を整え良好なまちを創ります。 ・ 活かす：未利用地などを活かして新たな住民を受け入れる環境を整えます。また、農耕技術の継承や新たな営農展開により地域の活性化を図ります。 			
計画人口	昭和 46 年以降で最大の人口（昭和 52 年の人口）		608	人
目標戸数	昭和 46 年以降で最大の人口に戻すための戸数		241	戸
詳細区域	ア 良好な自然環境の保全を図るべき区域		(保全区域)	54.2 ha
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大津茂川や池は、農業用水や森林からの雨水などを調節するもので保全区域とします。 ・ 榎神社は歴史的な資産なので保全区域とします。 ・ 霊苑は、大切な先祖が祀られているので保全区域とします。 ・ 里山の一部は、保安林に指定されているため保全区域とします。 			
	イ 森林と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域		(森林区域)	201.4 ha
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落周辺の里山は、地域森林計画対象民有林に指定されているので森林区域とします。 			
	ウ 農地と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域		(農業区域)	44.1 ha
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食糧生産基盤として農業の振興を図るとともに、農地が持つ多面的な機能を維持するために、農業振興地域の農用地区域に指定された農地等を農業区域とします。 			
詳細区域	エ 集落として良好な生活環境の保全と創造を図るべき区域		(集落区域)	22.9 ha
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の住宅が立地している区域を中心に、良好な生活環境の保全を図るとともに地区のコミュニティを維持していくため、戸建て住宅や共同住宅、長屋、兼用住宅等が建てられるように集落区域とします。 			

	オ その他区域	(その他区域)	11.8 ha
	・集落排水処理施設、工場、都市計画道路国道 29 号北線（事業中区間）などは、その他区域とします		
取り 組み	守る	<p>【伝統・文化の伝承】 榑神社や傳久寺、旧因幡街道など伊勢野にまつわる歴史・文化を地域の財産として継承していきます。</p> <p>【コミュニティの維持】 「どろんこバレー」などの世代間を超えたイベントや、地域内外の交流機会を増やし、柔軟で開かれた地域コミュニティをこれからも大切にしていきます。</p> <p>【地域環境の保全】 保全区域、森林区域、農業区域については、ソーラーパネルなどの工作物を設置しないよう努めます。</p>	
	改善する ・創る	<p>【生活道路の改善】 生活道路について、緊急車両が通れるよう建築時には道路の幅員を 4 m 以上確保することを目標とします。</p> <p>【農地等の維持管理】 今後も良好な農地の維持・保全のため、営農環境の改善を図っていきます。</p>	
	活かす	<p>【PR】 自然豊かで交通の便の良さ・子供が元気にすくすく育つ環境・柔軟で開かれた地域コミュニティなどを、新たな入居者へアピールすることに努めます。</p> <p>【農地の活用】 農地については今後も良好な営農環境の改善を図り、休耕田は営農者に貸したりするなど有効な活用方法を検討します。</p> <p>【自然や生態系の活用】 大津茂川のホタルやカワセミ、また美しい夜空の星など、下伊勢の魅力をアピールすることに努めます。</p>	
備考	まちづくりの ルール	<p>【まちづくり協定】 下伊勢地区には、まちづくりのルール（協定）があります。 建物等を建築しようとする者は、下伊勢地区特別指定区域指定まちづくり協議会と協定を締結後に建築に着手するものとします。</p> <p>【まちづくり協定の運営】 地区のルールは、地区のみなさんの信義にもとづいて自主的に守られることを前提としております。 地区に新たに入居される方への伝達や、地区の見守りを目的とした活動を行います。</p> <p>【連絡先】 下伊勢地区特別指定区域指定まちづくり協議会</p>	